

訪問看護医療DX情報活用加算について

令和6年度診療報酬改定に伴い、医療法人社団健育会 ひまわり在宅サポートグループは東北厚生局長等に届出た訪問看護事業所の看護師等（准看護師を除く。）が健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、ご利用者様の保険情報及び診療情報等を取得した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより当法人訪問看護事業所では、訪問看護医療DX情報活用加算として下記料金を所定額に加算します。

令和6年9月1日より加算 訪問看護医療DX情報活用加算 5点（50円）

本加算の施設基準として、当事業所では次の取組を実施しております。

記

- 1 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求の実施。
- 2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制管理の実施。
- 3 医療DX推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための、十分な情報取得及び活用し、訪問看護サービスの提供を行うことを見やすい場所に掲示する。
また、掲示する事項についてはホームページにも掲載する。

具体的実施方法

- （1）看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した保険情報及び診療情報等を活用した訪問看護等の実施
- （2）マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じた質の高い訪問看護が提供できるよう取組を行う

以上

令和6年9月1日

医療法人社団 健育会
ひまわり在宅サポートグループ
理事長 竹川 節男